

2024年6月1日

施設基準

社会医療法人 芳和会
くわみず病院附属平和クリニック

医療情報取得加算

2024年6月診療報酬改定により「医療情報・システム基盤整備体制充実加算」は「医療情報取得加算」へ名称が変更され、加算点数も変更となりました。医療情報取得加算は保険医療機関において、受診時に患者様の薬剤情報や特定健診情報等の診療情報を活用して質の高い診療を実施する体制について評価するものです。当院は、マイナ保険証（マイナンバーカード）によるオンライン資格確認を行う体制を有し、薬剤情報、特定健診情報その他必要な情報を取得・活用して診療を行います。診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得活用するためマイナンバーカードによるオンライン資格確認の利用にご協力お願いいたします。

医療DX推進体制整備加算

当院は、医療DXを通じた質の高い診療提供を目指しております。オンライン請求を行っております。オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を、診察で閲覧又は活用して診療をできる体制を実施しています。マイナ保険証利用を促進するなど、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。電子処方箋の発行や電子カルテ共有サービスなどの取り組みを実施するための準備を進めております。

一般名処方加算

後発医薬品がある医薬品について、お薬の商品名に代えて有効成分の名前で処方した場合に算定されます。現在、医薬品の供給が不安定な状況になっております。厚生労働省の指示により、薬局において円滑にお薬が受け取れるように、当院では一般名処方を行っております。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

情報通信機器を用いた診療

情報機器を使用した診療の初診時は、向精神薬の処方できません。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

生活習慣病管理料Ⅱ

2024年6月診療報酬改定における厚生労働省の定めにより、主に高血圧、糖尿病、脂質異常症に対する生活習慣病対策の一環として、これまでの特定疾患療養管理料から、新たに

生活習慣病管理料へ医学管理が移行されることとなりました。おおむね4ヶ月に1回程度、個々に応じた指導内容などを記載した「療養計画書」を作成いたします。初回の計画書にはご署名をいただく必要があるためご協力ください。個々の状態に応じ医師の判断のもと、28日以上 of 長期の投薬を行う場合がございます。

機能強化加算

当院では『かかりつけ医』として必要に応じて以下の取り組みを行っています。

- 他の医療機関の受診状況や投薬内容を把握したうえで服薬管理を行います。
- 健康診断の結果や健康管理に関する相談に応じます。
- 必要に応じて専門の医師・医療機関へ紹介いたします。
- 介護・保健・福祉サービスに関する相談に応じます。
- 時間外（夜間・休日）緊急時の問い合わせへの対応を行っています。

かかりつけ医機能を有する医療機関は厚生労働省や熊本県ホームページ「医療情報提供制度」から検索できます。

明細書発行体制加算

当院では、医療の透明化や患者様への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されます。明細書の発行を希望されない方は、受付にてその旨をお申し出ください。